

Secure Safe Health 通信

Vol.68

発行元：一般社団法人 名北労働基準協会 ☎052-961-1666 <https://www.meihokurouki.or.jp/>



橋本署長

名古屋北労働基準監督署からのメッセージ

日差しが強い季節になり、熱中症が心配されます。①日々の健康管理に努める、②適切な休憩を取る、③あらかじめ水分及び塩分を摂取することで熱中症を予防するとともに、少しでも異常を感じたらすぐに申し出て、適切な応急措置や救急搬送を行うことで命を守りましょう。

わが社の星

株式会社 ヒメノ
電力本部 配電地中線部
佐久間 優衣さん

私は、2022年に入社しました。入社以来、重要なインフラであります電気関係の現場で「現場監督の補佐」をさせていただいております。入社したきっかけは、学生時代にしていたアルバイトで、1チームで物を作ることに楽しさに気付いたことです。現場では、安全、品質、工程の管理や、環境への配慮等覚えることはかなり大変ですが、積極的に作業員さん達とコミュニケーションを取り、安全第一で作業をしています。作業員さん達と一丸となって取り組んだ現場を終えた時に、施主様から「お疲れ様」との褒めの言葉をいただいた時は、満足感と同時にやりがい、達成感をあらためて感じます。今は、一日でも早く先輩方から「現場監督」として認めいただき、一人で数多くの現場に携わることができるよう、現場のことだけでなく、専門知識を拡充するため、資格の取得にも励んでいます。これからも、気配り、目配り、思いやりの精神で、施主様に満足いただけるよう現場を進めていきたいと考えています。

【会社紹介】

弊社は、電力工事、土木工事をはじめとしたインフラ事業に取り組み、今年で創業100周年を迎えました。近年は、新エネルギー事業にも取り組んでおります。これからもNEXT100に向けて、社会に必要とされる会社であり続けることを目標としております。



以前携わった変電所前にて撮影

コミュニケーション不足は——事故や災害のもと

「きっと～してくれるはず」という勝手な思い込みは、相手にはまったく伝わらないのです。

伝える時のNGワード



「ちゃんと」

「しっかり」

「きちんと」

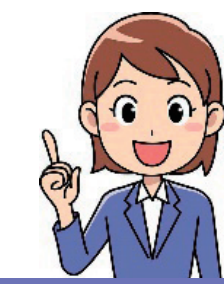
※曖昧な表現ではなく、明確な言葉で伝えること

「いつまでに(期限)」「何を」「どのように」というポイントを押さえ、具体的に伝えるようにします。

参照 中央労働災害防止協会「怒りを上手にコントロール」より

これって労災?

帰宅途中、スーパーマーケット内で転倒、ケガ。通災?



Q. 帰宅途中、当社の従業員が、水分補給のため飲み物を購入しようと通勤経路上にあるスーパーマーケットで転倒し、ケガをしました。通勤災害になりますか?



A. 「逸脱・中断」とみなされ、通勤災害とは認められません。ただし、その後通常の通勤経路に戻った場合には、その時点より通勤として取り扱われます。

安全衛生

熱中症を防ごう!

熱中症予防のポイント

○日々の健康管理

- ・睡眠時間を十分に確保する
- ・朝食は必ず取る など

○適切な休憩

- ・休憩時には確実に休憩を取る など

○水分、塩分の補給

- ・喉が渇いている自覚がなくても十分に水分、塩分を補給する など

○体調の悪さを感じたらすぐに申し出る

- ・兆候を感じたらまずは管理者に申し出る、自分で判断することは避けるように

熱中症予防



現役時代、引退後も役立つ生涯有効な資格です 社会保険労務士受験講座



濱野先生
70歳で合格後、76歳から当協会のコンサルタントとして企業指導、労働相談等で活躍

社 労 士 受 験 何 で も 相 談 室

年々記憶力が落ちていきます。大丈夫ですか?

畑違いの営業職です。挑戦できますか?

相談専用ダイヤル
☎(052) 938-7567

匿名相談も可能です

社会保険労務士は労働・社会保険業務・相談を行なう専門家で、企業に在職中はキャリアアップ、昇進・昇格に有利で、定年後も生涯活用できる国家資格です

名北労働基準協会 検索



パンフレット
はこちら

無料ガイダンス

名北協会
名古屋市北区清水1-13-1
9月6日(土)/9月28日(日)
10月11日(土) 午前10時～
ウインクあいち
名古屋市中村区名駅4-4-38
10月3日(金) 午後6時15分～

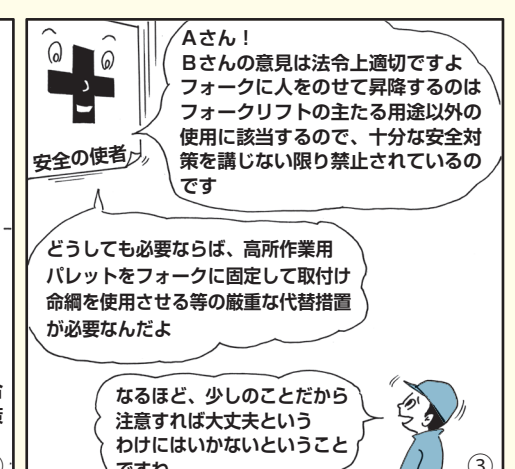
中高齢者向け特別ガイダンス(無料)

安保ホール
名古屋市中村区名駅3-15-9
9月20日(土) 午後1時30分～

基礎・対策・直前講座

(全13日間) 11月～令和8年8月

■安衛則第151条の14(主たる用途以外の使用の制限) 事業者は、車両系荷役運搬機械等(以下「車両系荷役運搬機械」という。)の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、労働者に命綱を使用させる等の措置を講じたときをいうこと。



名北 セーフティ・アドバイザー・アドバイス
原案・天野勝利 作画・神村佳高